入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和２年　２月１２日

東広島市長　髙垣 廣徳

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（令和２年度前期）（単価契約）
（２）	物品・委託役務管理番号	18310088
（３）	物品委託役務内容	下水中の窒素処理の助剤として使用する「水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）」の購入。
（４）	納入・履行期間	令和２年　４月　１日から令和２年　９月３０日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島浄化センター　水処理棟西側23 ㎥タンク
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
（10）	使用する契約約款	物品売買契約約款（単価）
（11）	契約種別	単価契約
（12）	収入印紙	不要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第４条に基づく毒物劇物一般販売業の登録を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年８月２６日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1) 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「単価契約入札書（令和2年2月12日公告・水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（令和２年度前期）（単価契約））」とする。
(2) 消費税に係る課税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数の額とする。なお、契約単価も同様とする。
(3) 消費税に係る免税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
(4) 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
(5) 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
(6) 上記(1)～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和２年　２月１２日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　２月１９日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 下水道部　下水道施設課 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館７階） 電話番号　082-420-0403　　／ファックス番号　082-420-0404 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和２年　２月２５日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和２年　３月　４日～ 令和２年　３月　５日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和２年　３月　６日 午前　９時１０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（◯印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（令和２年度前期）（単価契約）仕様書

１　品　名　　水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（令和２年度前期）（単価契約）

２　用　途　　下水中の窒素処理の助剤

３　数量、規格及び効能等

（１）同等品の可否の欄に「○」とあり、（３）で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。

（２）同等品の可否の欄に「―」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

内訳	品名	規格及び効能	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	水酸化ナトリウム （苛性ソーダ水溶液）	液体苛性ソーダ （ア）性状：液体 （イ）性能：水酸化ナトリウム濃度　25%以上	1,520,000	kg	―

４　発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限はその２割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

５　契約単価等

（１）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

（２）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の１００分の１０に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

６　納 入 期 間

令和２年４月１日から令和２年９月 30 日まで

７　納 入 場 所

東広島浄化センター　水処理棟西側　23 ㎥タンク　（別紙参照）

（東広島市西条町田口１０１００番地１）

８　納 入 期 限

発注日から起算して７日以内とする。

ただし、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第６号）第１条第１項に規定する休日を除く。

９　納入方法等

１回当たり 10,000 kg 程度をタンクローリー車により搬送し、既設の薬品タンク受入フランジに接続し、薬品タンク内に納入すること。

接続口：フランジ 50A（JIS 10K）（別紙参照）

なお、納入場所に設置する薬品タンクへの投入前に、発注者及び受注者両社で持込みタンクの数量を確認後、納入場所に設置する既存タンク内の納入前後量を確認し、発注者へ納品書を提出すること。

１０　提出書類

（１）契約締結後 10 日以内：

メーカーからの出荷確約書、安全データシート（SDS）（納入しようとする製品のデータ確認のため）、毒物劇物取扱責任者の選任通知書、毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類（薬剤師免許証、卒業証書、卒業証明書、合格証書の写しなど。）

（２）納入時：納品書、計量伝票、品質検査書（分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可。）

（３）納入後７日以内：安全データシート（SDS）（納入した製品のデータ確認のため。）

１１　支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を次のとおり請求することができる。

（１）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額に、当該額の１００分の１０に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

（２）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額。（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）

なお、請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。

１２　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

ＴＥＬ ０８２－４２０－０４０３（直通）

ＦＡＸ ０８２－４２０－０４０４

別紙

23m³タンクについて

場所：水処理棟西側

接続口：フランジ50A（JIS 10K）